

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成 30 年法律第 89 号）第 21 条第 2 項の規定に基づく公示について

以下の海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域（以下「促進区域」という。）に関して、当該促進区域に係る以下の選定事業者が、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成 30 年法律第 89 号）第 19 条第 1 項の規定に違反したため、経済産業省及び国土交通省は、当該選定事業者から提出され、同法第 17 条第 1 項の規定に基づき、促進区域内海域の占用の区域及び占用の期間を指定し、認定を行った公募占用計画について、同法第 21 条第 1 項の規定に基づき、令和 7 年 9 月 11 日付けで当該認定を取り消しましたので、同条第 2 項の規定に基づきその旨を公示します。

なお、当該指定した促進区域内海域の占用の区域及び占用の期間並びに当該認定を受けた公募占用計画の概要等については、以下の関連リンクをご確認ください。

促進区域	選定事業者
秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖	秋田能代・三種・男鹿オフショアウインド合同会社
秋田県由利本荘市沖（北側・南側）	秋田由利本荘オフショアウインド合同会社
千葉県銚子市沖	千葉銚子オフショアウインド合同会社

関連リンク

- [「秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖」、「秋田県由利本荘市沖（北側・南側）」、「千葉県銚子市沖」における洋上風力発電事業について公募占用計画を認定しました（METI/経済産業省）](#)
- [千葉県銚子市沖における洋上風力発電事業の公募占用計画の軽微変更について【令和 7 年 4 月 30 日】](#)